

成年年齢引き下げによる消費者トラブルに注意

令和4年4月1日から

成年年齢が20歳から18歳に



18歳の誕生日を迎えれば高校在学中でも成年となります。
この改正は社会経験が乏しい未熟な若者がトラブルに巻き込まれる可能性を秘めています。「18歳になったのだから、親に相談せず自分で決めなければ」と焦らせて契約に追い込むような悪質業者から身を守るために、トラブルの事例を知り“見極める力”を身に付けましょう。

20歳のまま

飲酒、喫煙、公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)

18歳に変更

- 女性の結婚年齢
- 親の同意なしの契約



携帯電話の契約、アパートを借りる、クレジットカードを作る、自動車をローンで購入するなどの契約が一人です。未成年のときは親の同意無く契約すると民法の保護によって契約が取り消されましたが、成人するとやめたくても取り消せなくなります。
※支払い能力の審査により契約できない場合もあります。



若者が巻き込まれやすい事例

- 1 SNSで知らない人から「ネットビジネスに興味はないか」とメッセージが届いた。会って話すともうかる情報商材の購入を勧められ、断れず10万円の契約をした。しばらく情報商材を使ったが全然もうからない。
- 2 脱毛エステの無料体験に誘われた。終了後に有料エステの勧誘を受け続け、断れず20万円の全身脱毛コースを契約した。後日初回の施術に行くと頭金7万円を請求された。持っていないと言うとスマホを勝手に使われ、リボ払いでキャッシングされ、エステ事業者の口座に送金された。
- 3 動画投稿サイトで「初回無料、送料500円のみ」という広告を見て、1回限りのつもりでダイエットサプリメントを申し込んだ。ところが販売サイトをよく見ると小さな文字で「2回継続が条件」とあり、2回目は3万5000円だった。支払えないので事業者に連絡したがつながらない。

悪質商法にだまされないために

- お金がもうかる、キレイになる、無料などの甘い言葉で相手のペースに引き込まれ、契約してしまわないよう対処法を学びましょう。
- 安易な気持ちで契約しない
契約を結ぶと「やっぱりやめたい」と思っても簡単にやめられません。
 - うまい話をうのみにせず、まず疑う
簡単に大金を稼げるはずはありません。うまい話には裏があることを肝に銘じて、飛び付かないこと。
 - きっぱり断ることも勇気
「今日なら安くなる」「取りあえずサインだけして」などは要注意。甘い誘いがあっても要らないものははっきりと断る。
 - 借金を勧められたら注意
クレジット契約は手数料を含めて無理なく支払えるか慎重に確認する。借金をしてまで契約する必要があるものなのかをよく考えて。

なぜ若者がターゲットに？



- 契約に関する知識や経験が乏しいことに付け込まれる
- 「絶対にもうかる」などのうまい話に弱い
- 「割引は今だけ」などとお得感を強調されて、冷静な判断力を失う
- 身近な友人や先輩に誘われて、断りにくい状況に追い込まれる
- 「お金がない」と断っても借金やローンを勧められ、契約をしてしまう

気軽に相談ください

消費生活センター(市役所2階) ☎0276-30-2220
相談時間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
緊急の相談は消費者ホットライン「188」へ!
開所している相談窓口を案内します。

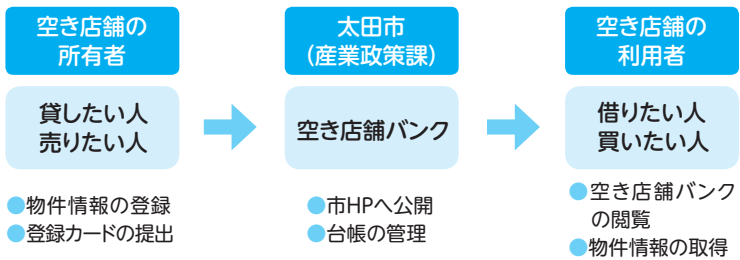
空き店舗バンクが始まります

市内の空き店舗情報を登録し、HPなどで掲載して利用拡大を図ります。空き店舗を貸したい・売りたい人は物件情報を添えて登録申請してください。

登録条件

- 現在使用されていない、市内に存在する商業活動用の建物
- 不動産競売に付されていない

※詳しくは産業政策課へ問い合わせください。



産業政策課 ☎0276-47-1834

11月は計量強調月間です

電気・ガス・水道・ガソリンメーター、体温計など、身の回りにはさまざまな計量器があります。安全・安心な暮らしにはこれらが正しく使われることが重要です。

この機会に計量器に目を向けてみましょう。

県計量検定所での相談

家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認や計量の相談を受け付けています。

日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前9時～午後4時

相談方法 直接または電話で、同所(前橋市、☎027-263-2436)へ



産業政策課 ☎0276-47-1834

